八　ディーラー手札に対するトランプの追加配布

２の九の規定は、ポンツーンに係るディーラー手札に対するトランプの追加配布について準用する。この場合において、同九のイ中「八」とあるのは「七」と、「後、ノーホールカードルールの場合は」とあるのは「後、」と、「し、ホールカードルールの場合は自身に配布された裏向きのトランプを表向きにする。」とあるのは「する。」と読み替えるものとする。

九　勝敗の決定

イ　ディーラーは、ディーラー手札の点数と各プレイヤー手札の点数を比較する。

ロ　賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

⑴　手札に対する賭けに参加した顧客は、次に掲げる場合に当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けについて勝ちとなる。

㈠　プレイヤー手札の点数が21点である場合（プレイヤー手札がポンツーンである場合を含む。）

㈡　プレイヤー手札の点数が20点を超えず、かつ、ディーラー手札の点数より高い場合

㈢　プレイヤー手札の点数が20点を超えず、かつ、ディーラー手札の点数が21点を超えた場合

⑵　手札に対する賭けに参加した顧客は、次に掲げる場合に当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けについて負けとなる。

㈠　ディーラー手札の点数が21点を超えず、かつ、プレイヤー手札の点数より高い場合（ディーラー手札がポンツーンである場合を含む。）

㈡　プレイヤー手札の点数が21点を超えた場合

⑶　手札に対する賭けに参加した顧客は、プレイヤー手札及びディーラー手札の点数が同じ場合（点数が20点を超える場合を除く。）に当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けについて引分けとなる。

十　賭金の回収及び勝金の支払

イ　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。この場合において、算出された勝金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ロ　イの規定にかかわらず、プレイヤー手札に対してサレンダーが行われた場合であって、ディーラー手札がポンツーンである場合以外の場合にあっては、ディーラーは、当初の賭金の２分の１に相当する額を回収し、残りの賭金を当該賭金を置いた顧客に返還するものとする。

ハ　イの規定にかかわらず、プレイヤー手札に対してスプリット又はダブルダウンが行われたことにより当該プレイヤー手札に係る主たる区画に賭金を置いた場合であって、九ロ⑵の㈠に掲げる場合（ディーラー手札がポンツーンである場合に限る。）にあっては、ディーラーは、当初の賭金のみを回収し、スプリット又はダブルダウンが行われたことにより置かれた賭金は回収しないものとする。

ニ　手札に対する賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該主たる区画に置かれた賭金に対して、次の⑴から⑷までに掲げる当該区画に係るプレイヤー手札の場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑷までに定めるオッズにより算出する。

⑴　次の㈠から㈣までに掲げる場合　３対２

㈠　ポンツーンである場合

㈡　５枚のトランプであり、かつ、その点数が21点である場合

㈢　６、７及び８のトランプである場合（⑵の㈡及び⑶の㈡に掲げる場合を除く。）

㈣　３枚の７のトランプである場合（⑵の㈢及び⑶の㈢に掲げる場合を除く。）

⑵　次の㈠から㈢までに掲げる場合　２対１

㈠　６枚のトランプであり、かつ、その点数が21点である場合

㈡　６、７及び８のトランプであり、かつ、当該３枚のトランプが全て同じスートである場合（⑶の㈡に掲げる場合を除く。）

㈢　３枚の７のトランプであり、かつ、当該３枚のトランプが全て同じスートである場合（⑶の㈢に掲げる場合を除く。）

⑶　次の㈠から㈢までに掲げる場合　３対１

㈠　７枚以上のトランプであり、かつ、その点数が21点である場合

㈡　６、７及び８のトランプであり、かつ、当該３枚のトランプのスートが全てスペードである場合

㈢　３枚の７のトランプであり、かつ、当該３枚のトランプのスートが全てスペードである場合

⑷　⑴から⑶までに掲げる場合以外の場合　１対１

ホ　ニの規定にかかわらず、手札に対する賭けに参加した顧客がダブルダウンが行われたプレイヤー手札にかかる手札に対する賭けについて勝ちとなった場合の賭金額は、当該プレイヤー手札に係る賭金（ダブルダウンが行われたことにより置かれた賭金を含む。）に対して、１対１のオッズにより算出する。

十一　カットカードが引かれた場合

１の十五の規定は、ポンツーンに係るカットカードが引かれた場合について準用する。

十二　不適切な事象に対する措置

１の十六（イの⑾を除く。）の規定は、ポンツーンに係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同十六中「第二の１」とあるのは「第二の３」と、「五のイ」とあるのは「３五のイ」と、同十六イの⑹中「六から九まで」とあるのは「３の六又は３の七」と、同イの⑼中「九」とあるのは「３の七」と、「六又は七」とあるのは「３の六」と、同イの⑽中「六のイ又は九ニの⑴」とあるのは「３六のイ又は３七ニの⑴」と、同イの⑿中「九のニ」とあるのは「３七のニ」と、同十六ロの⑸及び⑹中「六のイ又は九ニの⑴」とあるのは「３六のイ又は３七ニの⑴」と、同ロの⑺中「九のハ又は十二のイ若しくはロ」とあるのは「３七のハ若しくはホ又は３十のイからハまで」と、同ロの⑼中「六のハ、七のイ、十二又は十三のハ若しくはニ」とあるのは「３六のハ又は３の十」と読み替えるものとする。

十三　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

１の十七の規定は、ポンツーンに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合について準用する。この場合において、同十七中「第二の１」とあるのは「第二の３」と、「十六イの⑴」とあるのは「３の十二において準用する１十六イの⑴」と、「十八」とあるのは「３の十四」と、同十七のイ中「三」とあるのは「３の三」と、同十七のロ中「四のイ、ロ及びニ、五のイ及びハ、六のイ、七のイ、八並びに九のロ及びホ」とあるのは「３四のイ、ロ及びニ、３五のイ及びハ、３六のイ並びに３七のロ及びへ」と、「四のニ」とあるのは「３四のニ」と、同十七のハ中「四のロ、五のイ、六のイ及びハ、九のイ、ハ及びニ、十二のロからニまで、十三のハ及びニ並びに十六イの⑺」とあるのは「３四のロ、３五のイ、３六のイ及びハ、３七のイ、ニ及びホ、３十のロからホまで並びに３の十二において準用する１十六イの⑺」と、同十七のニ中「七のイ、九のハ並びに十二のイ前段及びロ」とあるのは「３七のホ及び３十のイからハまで」と読み替えるものとする。

十四　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

１の十八の規定は、ポンツーンに係る電子テーブルゲームシステム等を使用する場合について準用する。この場合において、同十八中「四のハ」とあるのは「３四のハ」と、「十三のイに規定する賭け」とあるのは「それ」と、「第二の１」とあるのは「第二の３」と、「一、二、十五、十六及び十七」とあるのは「３の一、３の二、３の十一において準用する１の十五、３の十二において準用する１の十六及び３の十三において準用する１の十七」と、同十八のイ中「十七のイ」とあるのは「３の十三において準用する１十七のイ」と、「十七のロ中「、八並びに九のロ及びホ」とあるのは「同十七のロ中「並びに３七のロ及びへ」と、「及びロ、